

～働き方改革関連法対応～

企業の労働時間管理と安全配慮義務

今年4月に働き方改革関連法が施行され、労働時間法制の大改革が図られました。これにより、「罰則付き時間外労働の上限規制」や「36協定届の変更」、「労働時間の状況の把握の義務化」など、労働時間について、これまで以上に厳格な管理が求められることになりました。

そこで、本セミナーでは、法改正の内容を正確に理解し、労働者の労働時間管理や健康管理を適正に行えるよう、注意しておきたいポイントや実務上の留意点について、わかりやすく解説します。

※中小企業における時間外労働の上限規制の適用は、2020年4月からとなります。

1日目

令和元年9月5日(木)

14:00～16:00

◎ 労働基準法改正への対応

- ・ 時間外労働の上限規制
- ・ 新36協定の締結と運用時の留意点
- ・ 年次有給休暇の確実な取得(時季指定義務)

2日目

令和元年9月12日(木)

14:00～16:00

◎ 労働安全衛生法改正への対応

- ・ 労働時間概念の整理
- ・ 労働時間の状況の把握方法と注意点
- ・ 安全配慮義務と労災
- ・ 長時間労働防止への対策

■ 講師 弁護士 町田 悠生子 氏

■ 会場 東京都八王子労政会館 2階 第1会議室(八王子市明神町3-5-1)

■ 対象 使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方

■ 定員 100名(先着順)(要事前申込)

■ 申込先 東京都労働相談情報センター八王子事務所

HP: TOKYOはたらくネット

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/seminarform/index/menu/>

TEL: 042-643-0278 / FAX: 042-645-7185



■ 主催 東京都労働相談情報センター八王子事務所

■ 共催 八王子市、調布市、町田市、八王子商工会議所、公益社団法人八王子法人会

調布市商工会、町田商工会議所



東京都労働相談情報センター八王子事務所

*天災等による交通機関の運行の影響により、セミナーの開催を中止、又は延期することがあります。

FAX : 042-645-7185

労働相談情報センター八王子事務所 事業普及担当 行

FAXでお申し込みの際は、下記の必要事項をご記入の上、送信して下さい。
折り返し受講番号をお知らせします。お申し込み後1週間を経て連絡がない場合は、
お手数ですが、当事務所までお電話下さい。

9月5日・12日開催

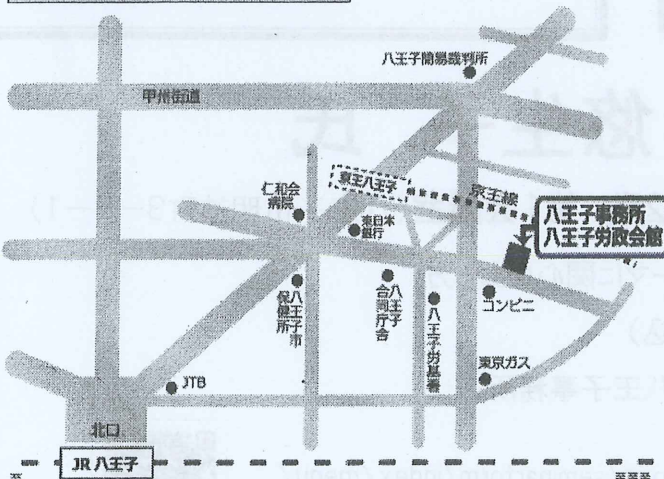
～働き方改革関連法対応～

企業の労働時間管理と安全配慮義務

お名前	受講希望日に○を記入してください		受講番号 ※事務所記入欄
	9月5日(木) 14:00~16:00	9月12日(木) 14:00~16:00	
カタカナでご記入ください			
カタカナでご記入ください			
ご連絡先 FAX番号	ご連絡先 電話番号		

※ 申込み順に受け付けます。定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承下さい。
※ ご記入いただいた情報は、本セミナー受講に関してのみ利用し、目的外には使用いたしません。

八王子労政会館 案内図



〒192-0046 八王子市明神町3-5-1
●JR中央線 八王子駅北口 徒歩10分
●京王線 京王八王子駅 徒歩5分
※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください

受付処理欄

お申込ありがとうございました。
月 日 () 受付いたしました。
あなたの受講番号は上記のとおりです。
セミナー当日、会場受付で「受講番号」と「お名前」をお申し出ください。

東京都労働相談情報センター
八王子事務所 担当

ご不明な点は042-643-0278まで。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。
詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

「とうきょう介護と仕事の両立応援デスク」(略称: 応援! はたらくかいご) のご案内

介護をしながら働くことについて、なんでもご相談ください! 専門の相談員が対応します!

☎電話によるご相談 0570-00-8915
✉メールによるご相談 hataraku-kaigo@orange.ocn.ne.jp

相談時間 月～金 11時～20時
土 9時～17時
※日曜日、休日及び年末年始は休講



※本セミナーに関するお問い合わせは、表面記載の申込先までお願いいたします。